2024年度　第1回　名大本番レベル模試　世界史

採点基準

全4問　90分　200点満点

問題Ⅰ（50点）

採点基準

問1

a)（基準の合計4点→4点満点）

〔唐の海上交易管理①〕市舶司が設置された　2点

〔唐の海上交易管理②〕（市舶司は）広州に置かれた2点

b)（基準の合計4点→4点満点）

〔清の海上交易管理①〕ヨーロッパ船の来航を広州1港に限定した　2点

〔清の海上交易管理②〕公行（コホン）が管理した　2点

問2　2点

問3　2点

問4　2点　・「ボロブドゥール寺院」も可

問5　2点

問6

a)　2点

b)　2点

c)　2点

問7（基準の合計8点→8点満点）

〔ブワイフ朝①〕10世紀にブワイフ朝がバグダードに入城した　2点

- 「10世紀」であることが分からなければ1点のみ
- 「ブワイフ朝」が示されていればバグダード入城に言及がなくても可

〔ブワイフ朝②〕ブワイフ朝は（アッバース朝のカリフから）大アミールの称号を得た　2点

- 「実権を握った」「カリフを傀儡化した」など，カリフの権限を奪ったことが読み取れれば可

〔セルジューク朝①〕11世紀にセルジューク朝がバグダードに入城した　2点

- 「11 世紀」であることが分からなければ 1 点のみ
- 「セルジューク朝」が示されていればバグダード入城に言及がなくても可

〔セルジューク朝②〕セルジューク朝／トゥグリル＝ベクは（アッバース朝カリフから）スルタンの称号を得た　　2 点

問 8　　2 点

問 9（基準の合計 12 点→8 点満点）

〔長江下流域の農工業の変化①〕穀物生産が減った　2 点

- 穀物生産が減ったことが読み取れれば可

〔長江下流域の農工業の変化②〕桑／綿花が栽培された　　4 点

- 「麻が栽培された」は 1 点のみ
- 「商品作物」のみは不可

〔長江下流域の農工業の変化③〕（①と②の背景）中国商人が国際商業網に参入した　2 点

〔長江下流域の農工業の変化④〕（①と②の背景）（家内制）手工業が発達した 2 点

〔長江下流域の農工業の変化⑤〕（④の具体例）綿製品／絹製品が生産されるようになった　　2 点

- 「綿織物」「絹織物／生糸」など，綿製品・絹製品であることが分かれば可

問 10　　2 点

問 11

a)　　2 点

b)　　2 点

問 12　　2 点

問 13　　2 点

問題Ⅱ（50 点）

採点基準

問 1

⑤　2 点

⑦　2 点

⑩　2 点

⑫　2 点

⑬　2 点

問 2　2 点

問 3（基準の合計 16 点→10 点満点）

〔均輸の内容〕（均輸は）特産物（物資）を国に納めさせ，（それを）不足地に転売する　4 点

〔平準の内容〕（平準は）物価が低い時に国が物資を買い上げ，値が上がった時に売り出す　4 点

〔均輸・平準の目的①〕物流の円滑化／物価の安定を目的とした　4 点

〔均輸・平準の目的②〕国の収入を増加させることを目的とした　4 点

問 4　2 点

問 5　2 点

問 6　2 点

問 7　2 点

問 8（基準の合計 10 点→8 点満点）

〔律令の内容①〕律は刑法である　2 点

〔律令の内容②〕令は民法／行政法である　2 点

〔律令の内容③〕格は律令を補足／改正したものである　1 点

〔律令の内容④〕式は施行細則である　1 点

〔周辺国への影響〕律令は周辺諸国／朝鮮／日本／ベトナムに受容された　4 点

- 律令国家の建設を目指したことが読み取れれば可

問 9（基準の合計 20 点→12 点満点）

〔社会経済の変化①〕人口が増加した／貨幣経済が発達した 2 点

〔社会経済の変化②〕貧富の格差が拡大した／農民が逃亡した　4 点

- 「農民が困窮した」も可

〔社会経済の変化③〕大土地所有／荘園が拡大した／均田制が崩壊した　4 点

〔社会経済の変化④〕租調庸制が破綻した／機能しなくなった　2 点

〔新しい税制度①〕両税法が導入された　　4点

〔新しい税制度②〕（両税法では）土地／資産を基準に課税された　　4点

問題Ⅲ（50 点）

採点基準

問 1

A　1 点

B　1 点

C　1 点

D　1 点

E　1 点

問 2　5 点　・完答

問 3　2 点

問 4

a）　2 点

b）　2 点

問 5

a）　2 点

b）　2 点

c）

政党の名称　2 点

政治家の名　2 点

問 6（基準の合計 8 点→8 点満点）

＊　航海法とその制定者（基準の合計 4 点→4 点）

〔航海法〕クロムウェルが航海法を制定した　4 点

- 「クロムウェル」「航海法」のどちらかにしか言及できていない場合は 2 点のみ

＊　航海法の目的（基準の合計 8 点→4 点）

〔航海法①〕（航海法は）オランダに（経済的）打撃を与えるため／対抗するため制定された　2 点

〔航海法②〕オランダは中継貿易で繁栄していた　2 点

- オランダが中継貿易を行っていたことが読み取れれば可

〔航海法③〕（航海法は）重商主義政策の一環として制定された　2 点

〔航海法④〕（航海法は）イギリスの貿易／商業を保護する目的があった　2 点

問 7

a）

選挙区の総称　　2 点

文書の名称　　2 点

b）（基準の合計 22 点→12 点満点）

〔世界の銀行①〕イギリスは「世界の銀行」へと変容した　4 点

〔世界の銀行②〕（①の内容）イギリスは海外への資本輸出を行った　2 点

- 「海運業／金融業／商業が発達した」も可

〔世界の銀行③〕イギリス／ロンドン／シティは金融の中心になった 4 点

〔第 2 次産業革命①〕ドイツ／アメリカで第 2 次産業革命が起きた　4 点

- 具体的な国名に触れられていない場合は 2 点のみ

〔第 2 次産業革命②〕（①の結果）ドイツ／アメリカの工業力が向上した　　4 点

- 「他国」などドイツ／アメリカの名前が挙げられていない場合は 2 点のみ
- 「イギリスの工業力がドイツ／アメリカに劣った」も可

〔第 2 次産業革命③〕（①の内容）重（化学）工業が（第 2 次産業革命の）中心となった　　2 点

- 「鉄鋼業／造船業／機械工業」も可

〔第 2 次産業革命④〕（②の背景）イギリスは軽工業からの産業転換が遅れた　2 点

c）（基準の合計 2 点→2 点満点）

〔共通点〕軽工業／繊維分野／紡績業／綿織物業／綿工業から始まった　　2 点

問題Ⅳ（50 点）

採点基準

（基準の合計 62 点→50 点満点）

＊　北米における植民地の形成と植民地戦争（基準の合計 26 点→16 点）

〔英仏の北米進出①〕イギリスがヴァージニア植民地を建設した　2 点

〔英仏の北米進出②〕13 植民地が形成された　4 点

〔英仏の北米進出③〕（13 植民地では）（植民地）議会が設置された／自治が認められた　2 点

〔英仏の北米進出④〕フランスはルイジアナ植民地を形成した／ミシシッピ川流域に進出した　4 点

- ルイジアナ植民地／ミシシッピ川流域などフランスの進出した地域に言及が無い場合のみ　2 点

〔植民地戦争①〕（17 世紀末以降）イギリスとフランスが植民地をめぐって争った　4 点

- 「第 2 次英仏百年戦争（英仏植民地戦争）」に言及していても可

〔植民地戦争②〕フレンチ＝インディアン戦争にイギリスが勝利した 4 点

〔植民地戦争③〕（②の後）パリ条約が締結された　2 点

〔植民地戦争④〕イギリスは北米における優位を確定させた／植民地の覇権を握った　4 点

- 「フランスが北米の植民地を失った」も可

＊　本国と植民地間の対立と独立戦争（基準の合計 48 点→30 点）

〔本国と植民地①〕（植民地戦争で）本国は多額の負債／財政赤字／戦費に苦しんだ　2 点

〔本国と植民地②〕（植民地戦争後）本国は植民地への課税／支配を強めた　2 点

〔本国と植民地③〕（イギリスは）印紙法を制定した 2 点

〔本国と植民地④〕（植民地は）印紙法に反発した　2 点

〔本国と植民地⑤〕（イギリスは）茶法を制定した　2 点

〔本国と植民地⑥〕（⑤に対して）ボストン茶会事件が起こった　4 点

〔本国と植民地⑦〕（⑥の後）本国がボストン港を閉鎖した　2 点

〔本国と植民地⑧〕植民地は抗議した／本国と植民地の対立が深まった　2 点

〔独立戦争①〕レキシントン／コンコードで戦闘が始まった／（アメリカ）独立戦争が勃発した　4 点

〔独立戦争②〕ワシントンが総司令官に任命された 2 点

〔独立戦争③〕トマス＝ペインが『コモン＝センス』（『常識』）を著した　4 点

〔独立戦争④〕（③により）独立の気運が盛り上がった　2 点

〔独立戦争⑤〕独立宣言が発表された　4 点

〔独立戦争⑥〕（⑤の内容）基本的人権の尊重／革命権（抵抗権）／独立の正当性を主張した　2 点

〔独立戦争⑦〕スペイン／フランスが植民地側で参戦した　2 点

〔独立戦争⑧〕武装中立同盟が成立した　2 点

〔独立戦争⑨〕ロシア／エカチェリーナ 2 世が（⑧を）提唱した　2 点

〔独立戦争⑩〕植民地が勝利した　2 点

〔独立戦争⑪〕パリ条約でイギリスは独立を認めた／アメリカ合衆国が独立した　4 点

- パリ条約に言及が無い場合は 2 点のみ

＊　合衆国憲法の制定（基準の合計 16 点→16 点）

〔憲法制定①〕（アメリカ）合衆国憲法が制定された4 点

- 憲法が制定されたことが読み取れれば表現は広く許容する

〔憲法制定②〕合衆国憲法は共和政を採用した　2 点

〔憲法制定③〕合衆国憲法は人民主権を採用した　2 点

〔憲法制定④〕合衆国憲法は三権分立を採用した　4 点

〔憲法制定⑤〕合衆国憲法は連邦主義を採用した　2 点

〔憲法制定⑥〕ワシントンが初代大統領に就任した　2 点